

原子力損害賠償支援機構

第16回運営委員会

平成24年6月19日

原子力損害賠償支援機構



午前10時00分 開会

○田中委員 皆様、おはようございます。出だしのところは、運営委員長の代理でございます私が司会をさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第16回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催いたします。

まず、議事に入る前に、東京電力の新会長に内定しておられます下河辺先生が、このたび機構の運営委員を退任されたとのことですので、ごあいさつをお願いできればと思います。先生、よろしく申し上げます。

○下河辺前委員長 下河辺でございます。

昨日18日付で機構の運営委員を退任させていただきました。振り返りますと、昨年10月3日、東京電力に関しての経営・財務調査委員会の報告書を最終的に提出するに先立ちまして、この場所で、大変慌ただしい形ではございましたけれども、第1回の運営委員会を持ちまして、それから9か月、委員の皆様方、大変御多忙のところ、15回にわたる運営委員会を開催し、御都合をつけていただきまして御出席いただき、大変熱心な御議論をいただきまして、総合特別事業計画の策定、経産大臣による認定を迎えることができました。改めて、退任いたしました運営委員長といたしまして、委員の皆様、そして全面的に御協力いただきました機構の杉山理事長始め役員・職員の皆様に退任に当たって感謝を申し上げたいと思っております。

来週の水曜日、27日には、御案内のとおり、東京電力の株主総会が開催されまして、新生東電の取締役役に私、そして本日出席しております嶋田理事が選任され就任されました上は、嶋田さん、そして執行役員として東電に御参加いただくことになっております横田さんらとともに、総合特別事業計画に基づく東京電力の改革に全力を尽くしてまいりたいと考えております。委員並びに機構の役職員の皆様方には、今後とも東京電力の総合特別事業計画に基づく改革・再生に当たりまして、格段の御指導・御鞭撻を心からお願い申し上げたいと思っております。

私の後任といたしましては、こちらに座っております川端弁護士が昨日、杉山理事長から選任をいただいております。川端弁護士は、思えば今から34～35年も前、私は今年、弁護士になって39年目を迎えますので、弁護士になりましてまだ数年足らずのことですけれども、そのときに川端弁護士のことを存じ上げております。大変古い間柄の弁護士でございます。

お手元に、今日も資料として、めぐりまして2～3枚目辺りに川端弁護士の履歴書がお配りされておりますけれども、ごらんいただければおわかりのとおり、弁護士として大変多彩な分

野での活動、そして実績をこれまでに残されてきている、私が日ごろ、大変尊敬を申し上げている弁護士でございます。私といたしましては、このような川端弁護士が運営委員を引き受けてくださいましたことを大変個人的にはうれしく思っております。委員の皆様方には、どうぞ、川端委員をよろしく願い申し上げたいと思っております。

それでは、運営委員会の皆様、本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。  
○田中委員 どうもありがとうございました。

それでは、下河辺前委員長より御紹介のありました川端新運営委員よりごあいさつをお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○川端委員 委員に新しく選任いただきました川端でございます。

今、下河辺前委員長からお話がありましたとおり、下河辺前委員長とは随分長いつき合いなのですが、私個人としてこれを引き受けたのは、やはり私自身が、電力の供給が安定的になされているということのもとに何があるかということ全く考えもせず、その利益をただ享受していたということが、今回の事故に言わばつながる消極的な働きをしていたのではないかということについて責任を感じないわけにはいかないので、その責任をとるためにも、起こってしまった事故について被害者の方に適切かつ迅速な賠償を徹底的に行うということは日本国民として絶対に協力しなければならないことであろうということを考えたからであります。

ただ、私自身はそういう意味で全く原子力というものとは無関係に弁護士生活を送ってきましたので、ここで行われていることについても総合特別事業計画を一読した程度ということで、皆さん方とは知識の分量・質において全くかけ離れた初心者であるということにならざるを得ないわけですが、これから皆様とともにいろいろ議論をしながら理解を深めつつ、損害賠償の徹底、原子炉の廃炉を安全に遂行すること、そして電力の安定供給を実現することという、この目標に向かって尽力していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○田中委員 どうもありがとうございました。

それでは、ここで下河辺前委員長は所用のため御退席されます。どうもありがとうございました。

○下河辺前委員長 ありがとうございました。

(下河辺前委員長退室)

○田中委員 それでは、次の議事に入りたいと思います。次は運営委員会の互選についてであります。

まず、下河辺前運営委員長の辞任を受け、機構法の規定に基づき、委員の互選によって新運営委員長を決定したいと思います。

よろしければ、先ほど下河辺前委員長から御紹介のありました川端委員を私から新しい運営委員長に御推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、委員の互選により、川端委員を新運営委員長に決定したいと思います。

それでは、川端委員長より一言ごあいさつをお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○川端委員長 一言だけごあいさつ申し上げます。

新運営委員長として、委員の皆様の御協力をいただきながら、しっかりと務めさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、これより当運営委員会の司会は川端新運営委員長をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○川端委員長 それでは、御指名ですので、これより司会を務めさせていただきます。

本日の議題は、平成23年度決算、政令改正に伴う定款変更についてです。

まず、事務局の[ ]より御説明をお願いいたします。

○[ ]でございます。よろしくお願ひします。

本日は、資料3-1に基づきまして財務諸表について、それから、資料3-2に基づきまして定款の変更についてお諮りしたいと思います。

まず、最初に決算の方について御説明したいと思います。

機構法第58条によりまして、機構は前事業年度3か月以内に財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるということとなっております。その際には、事業報告書と決算報告書及び監事の意見書を添付するということになっておりまして、これに基づきまして今回、決算の承認をお諮りするものでございます。

資料3-1の1枚目は、この承認申請のかがみ、頭紙でございます。

その次に添付してございますのが事業報告書でございます。こちらは平成23事業年度、半年間ではございますけれども、半年間に起きたことについて文書ベースで記述したものでござ

います。

留意点は、期限が平成24年3月31日までに起こったこととなっておりますので、その後の総合特別事業計画の認定の部分は入っておりませんが、その前の申請の部分まではこれに記載してございます。こちらについては主務官庁と既に調整済みでございます。

その次の資料でございます。貸借対照表が付いております。こちらにつきましては通常の企業の会計と同様に、いわゆる企業会計原則に従って貸借対照表がつけられております。

したがって、通常の企業と違うところだけ1点申し上げますと、交付国債が5兆円いただいているわけですが、そのうち貸借対照表に計上している固定資産の部分として交付国債の2.5兆円が計上されていますが、これはコミットメントがされていない、使い残しの交付国債でございます。これは法律上、使わなかった場合は返すというふうになっておりますので、負債の部で固定負債として交付国債見返を同額計上しております。一方で、コミットメントが済んだ額のうち償還されたものは既に払い出されてB/Sには載っていないのですが、払い出されていないものについては未収金として計上するという処理になっておりまして、これが特徴的な会計処理かと思えます。

それから、何枚か飛ばしまして、後ろの方に別紙様式13というものがあると思うのですが、別紙様式13には原子力事業者ごとの負担金明細書というものがございまして、こちらは国会の審議におきまして、一般負担金を支払った後、それを機構の運営経費にどれぐらい使って、賠償にどれぐらい使ったか。この賠償というのは国庫納付金なのですが、記載するようにならざる議論になっておりますので、これを別紙様式13として添付してございます。

以上、交付国債の扱いの処理と、それから、一般負担金の計上の方法を、こちらが通常の企業会計の処理とは特徴的なところとして御説明申し上げます。

その後、何冊か飛ばして、別紙様式16というものがございます。別紙様式16におきまして、決算報告書でございます。こちらは役所のルールに基づきまして、いわゆる発生主義ではなくて現金主義的な考え方に基づきまして、収入予算額に対する、あるいは支出予算額に対する収入決定済額、あるいは支出決定済額の比較を行っております。

比較を行った結果、不用が生じているところがあるのですが、不用が生じている部分について、その不用が発生した理由を分析しているというものでございます。こちらについても主務官庁に御説明の上、この記載方法において問題ないとの内諾を得ているということでございます。

最後に、監事意見書について添付してございます。こちらは後で佐藤監事から御報告賜りたいと思っております。

これが1点目、資料3-1、決算承認書のお諮りでございます。

もう一点目は資料3-2でございまして、こちらは定款の変更でございます。

1枚目はかがみになっておりまして、2枚目に変更しようとする事項の説明が書いております。

1個目は飛ばして、2個目の利益及び損失の処理のところがございますけれども、機構は原子力事業者から一般負担金をいただいて、これを機構の経費に充てた後で剰余のお金を国庫納付するわけですが、この国庫納付金の支払いの手順について、半分を1月31日までに納付することができるということにしておりまして、この規定が定款上なかったものですから、今回、政令改正でこの部分が補われたので、これに連動して定款の定めをするものでございます。

同じように借入金についても、現行は2兆円というふうになっておりますが、政令改正に伴いまして、これが4兆円になる予定でございますので、定款上も4兆円というふうにしたいと思っております。

ただ1点だけ、この前提となっている政令改正なのでございますけれども、  
今日までに政令改正が済んでおりませんので、この政令改正が施行された後で定款の変更認可を申請するという、停止条件つきで御決議賜りたいと思っております。

以上、資料3-1に基づきまして財務諸表、資料3-2に基づきまして定款変更についてお諮りしたいと思います。

佐藤監事、いかがでしょうか。

○佐藤監事 それでは、資料3-1の末尾に添付されております監事の意見書について概要を御説明申し上げたいと思っております。

1枚のペーパーでございますが、「1. 監査の方法及びその内容」でございまして。この部分については、内容の御説明を省略させていただきたいと思っております。

「2. 監査の結果」で、(1)～(6)まででございます。一応、読み上げさせていただきたいと思っております。

(1) 機構の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は

認められません。

(2) 財務諸表(利益の処分に関する書類及び原子力事業者ごとの負担金に関する書類を除く)は、原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令に準拠して、機構の財政状態、運営状況、純資産の変動の状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 利益の処分に関する書類は、法令及び定款に適合しているものと認めます。

(4) 原子力事業者ごとの負担金に関する書類は、原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令に準拠して、原子力事業者ごとの負担金の収納及び使用の状況を適正に表示しているものと認めます。

(5) 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(6) 決算報告書は、機構の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成24年6月15日

以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様より御意見・御質問等はございませんでしょうか。

特にないようでしたら、平成23年度決算については運営委員会として議決させていただき、速やかに主務大臣への承認申請を行いたいと思います。

定款変更については、政府による政令の閣議決定が行われ次第、先ほど説明のあった内容で運営委員会として議決し、速やかに主務大臣への認可申請を行いたいと思います。

いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川端委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。[ ]より、東京電力の新体制及び今年27日に予定されております東京電力の定時株主総会等について御報告をお願いいたします。

○[ ] 簡単に御報告を申し上げます。

まず、株主総会は6月27日でございます。現在のところは、例年どおりの議決権の行使率でだんだん積み上がってきておりまして、直近の時点で言うと、例の授權枠の拡大も含めて、人事も含めて95%ぐらいの賛成の率でございますので、今のところは順調に準備はいつていると

ということだと思います。

6月27日に株主総会、6時間ぐらいかかると言われておりますが、それが終わった後、取締役会の初回を開くということになっています。一応3つの委員会がありますので、以下述べるようなメンバーで今のところ内定をしております。指名委員会が数土さんが委員長になられて、下河辺会長、小林三菱ケミカルホールディング会長、広瀬社長、私が入ります。

報酬委員会は、産業革新機構の能見社長が委員長になって、藤森さん、下河辺会長が入られます。

監査委員会は、若干異例ではございますが、ちょうど委員会設置会社に移行して立ち上げということもあり、下河辺会長御自身が監査委員長をやる。公認会計士の榎谷先生と、東電の中から古谷取締役が監査委員会に入るという体制でございます。

初回は取締役会の規定とか、あるいは何を付議するのかと、執行役会と取締役会の仕事のデマケをどうするのかという諸々の規定と人事類を決めることになるわけでございますけれども、基本的には現行の取締役会の業務をそのまま新しい取締役に引き継ぐという考え方でやっております。

第2に、現在は取締役会の下に常務会というのがありますけれども、その常務会に当たるものとして、執行役会というのが新たにつくられる。その執行役会は、会長は取締役会長でございますけれども、会長も参加するという形で週に1回やるという形になります。

常務会と並行して今、経営政策会議というのがございますけれども、これはある種フランクに意見交換をする場ですが、それと同様なものとして、経営改革本部会議というものを限られた人数で開くということが決まっております。

経営改革本部、累次御報告してきておりますが、これは会長と社長の言わば直轄の補佐として機能していこうと思っております、機構から10名弱ぐらい、東電側から10名程度、全体で20名ぐらいの組織になる予定でございます。事務局長は共同で私と東京電力の常務取締役執行役になります村松前企画部長がやるということになります。

経営改革本部の業務ですが、取締役会あるいは執行役会の事務局を既存の例えば企画部とか秘書部と共同してやるというのが1つ。総合特別事業計画の実施あるいは深掘についても、ここが主たる担当としてつかさどることになります。

3つ目としまして、政策マター、とりわけ国と東京電力のいろいろな役割分担、費用分担についての企画もこの経営改革本部が扱うという3本柱でやっていくということで決まっております。

まして、これが6月27日以降立ち上がるという形になります。

あと後ほど値上げについて [ ] から報告があるかと思いますが、1つ運営委員会全体に関わる話なので一言だけ申し上げますと、御承知のように値上げが大臣から認定されて銀行が融資を実行する。銀行の融資が実行できることを見極めて国の方は出資をできるという3つが全部団子になるような構造になっております。

今は値上げについては、松村先生にも委員会にもお入りいただいて、これは経産省の方でやっているわけですが、一方で、消費者担当大臣あるいは消費者委員会もございまして、日程的に7月の中旬までに本当に認定いただけるかどうか、まだ確たる見通しが立っているわけではございません。

以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。委員の皆様より何か御質問はございますか。

それでは、御質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

[ ] より、相談事業の活動実績及び御相談者からの要望等について御説明をお願いいたします。

○ [ ] それでは、資料4、3種類資料がございまして、最初の資料で「相談事業の活動実績及びご相談者からのご要望等について」というタイトルの紙について説明を申し上げたいと思います。

2ページ、御案内かと思いますが、福島県内すべての仮設住宅を巡回訪問しております。2巡目が2月27日から4月29日に終わることができました。1巡目は入居世帯の約2割の方、2巡目は約1割の方、合計名寄せして調整した後28%の方に御参加をいただいているという結果になっております。

恐縮ですが、3ページ、いつもの円グラフが出ております。主な変更点としては、吹き出しがありますけれども、④のところでありまして、山形・新潟以外の都道府県でございまして、現在、相談を機構の委託によって単位弁護士会で実施してほしいということを要請しております。昨日現在24の弁護士会から受託しますという回答を得ておりまして、既に十数か所では相談業務を始めているということで、弁護士会についても委託事業を進展させていきたいという予定になっております。

4ページ、こういった各種相談事業を通じましてさまざまな御要望が寄せられております。1,923組の方から約4,528件の御要望が寄せられております。賠償関係が3,000件余で66%、そ

の下、請求手続・支払、生活全般、行政・東電の取組姿勢に関するものなどでございます。主な特徴は4点ほどございまして、4ページの(5)にございますけれども、1つは財物価値の喪失・減少の賠償に関する御要望が一番多いというのが特徴の1位でございます。

5ページの方にかけて見ていただきますと、やはり不動産、建物ということで金額が構学であるということで、今後の将来の設計を立てる上で賠償というのは非常に重要である。関連して行政に関する要望でも警戒区域の見直しなど、今後の方針、見通しを明確にしてほしいというのが一番多いという結果になっております。

2番目の特徴として、東電基準に合致しない損害項目に関する賠償要望が多いということで、特に通院費用でありますとか、避難中の交通費あるいは避難先で購入したもろもろの日用品その他の関係での賠償要望が多く寄せられているということでございます。最近の傾向として、東電に対する直接請求、個人の場合、9割の方は既に東電に対して直接請求されておるのですけれども、やはり拒否される事例もございまして、そういった場合には当方の相談の方に来られるということも増えてきているということでございます。

前回の相談の内容と比較して新たな点として2つございまして、1つが損害賠償の周期、賠償が打ち切られるのではないかという御不安を訴える方が増加しているというのが3点目でございます。

併せて4点目でございますが、東電に対する直接賠償請求の進展に伴いまして、一部拒否されているような場合について、訴訟にするか、ADRにするかということで、ADR関係の問い合わせ、御相談が増えてきているという状況でございます。

6ページ以降は、各種こういった分類ごとに損害項目ごとに要望の件数をまとめたものでございますので、もし時間があれば後でお目通しいただければと思います。

最後の方は飛びますが、22ページ、「5. 東電に対する要請事項」というのがございまして、先ほどの4つの特徴を踏まえまして、財物基準、現在、政府の方で鋭意自治体との意見取りその他やっておるやに聞いておりますけれども、そういったものを踏まえて基準が策定された場合には、早期に賠償を開始するよにということ。併せ、自主避難についてこれも9割方150万人を対象とした賠償は済んでおるのですけれども、定額を超える部分についての実費を賠償してほしいという要請が多く寄せられておりますので、この点。

大きな2点目としては、先ほど個別事情を踏まえた損害賠償について検討の上、対応方針について明らかにしてほしいということのを要請する予定としております。

なお、本件については本日午後3時、福島県庁のプレスで公表予定という段取りになっております。

以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。委員の皆様から何か御質問はございますか。ないようでしたら、続きまして、[REDACTED]より、東京電力の賠償の現状及び見通しについて御報告をお願いしたいと思います。

○[REDACTED] その次に付いている避難指示区域の見直しに伴う財物等の賠償基準の検討状況についてという資源エネルギー庁のクレジットがある紙に基づきまして、賠償の現状と今後を御説明申し上げたいと思います。

今年3月に原子力損害賠償紛争審査会で中間指針の二次追補が出されております。この内容については財物について賠償するということや、避難区域の見直しに伴って避難区域ごとに精神的損害を払っていくのだ。例えば帰還困難区域では600万円、居住制限区域では2年分であるとか、解除準備区域では1年分であるとか、そういったものが決まったわけでございますけれども、それを具体的にどのような基準に落とし込んでいくかについてはまだ決まっております。

そこで地元からの要望を受けまして、現在、政府の方で中心になって地元の自治体との調整を続けております。どのように財物賠償を進めたらいいのか、あるいは避難期間の設定はどのような手続でだれが行うのかと、こういった細目について現在調整をしているということでございます。

直近の分布としては、先々週、6月9日でございますけれども、地元の8市町村と県と国の関係閣僚との間での意見交換がなされておまして、それぞれの検討状況等を報告するとともに、地元からの要望を伺っております。

現在は6月9日開催された会議のときにいただいた地元からの意見を踏まえて、国からの打ち返しと調整ということがかなり精力的に行われているという段階でございます。

今、検討中の財物賠償の内容でございます。(1)が不動産となっておりますけれども、住宅、宅地を中心として6年で全損として、避難指示解除までの期間に応じた賠償する。たとえば帰還困難区域では100%、3年で解除する地域については6分の3ですから半分というような形で解除までの期間に応じた賠償するという考えを打ち出しております。これが中間指針二次追補からの変更点というか、これがより詳細に決まった点でございます。

2 ページ、家財に対する賠償もいたします。これは中間指針二次追補では決まっていなかったところではございますけれども、一方で、家財に対する賠償の要望も地元から非常に強いということで、かつ、これは家族構成に応じてできるだけ平等にやってほしいというような要望がございましたので、家族構成に応じた定額の賠償をしていく。例えば4人家族ですと、帰還困難区域ですと700万円ぐらい、居住制限区域、避難指示解除準備区域ですと例えば500万円ぐらいといった形で典型的な家財賠償を行うということを決めております。こちらについても地元に対して基本的には了解をいただいているということでございます。

(3) が営業損害、就労不能損害に対する賠償でございますけれども、こちらについてはこれまで四半期ごとに営業損害、就労不能損害が発生した額について後からお支払いをしていたわけですが、その後については前払い式で一括払いをするという考え方を打ち出しております。

例えば営業損害につきましては、農業では5年分、その他の産業では3年分を一括払いする。就労不能損害については2年分を一括払いするということございまして、考え方としてはこれで営業損害、就労不能損害としては一区切りを付けて、この資金を元手に新しい事業を行う、あるいは新しい職を探してほしいという考え方でございます。こちらについても関係省庁及び事務局とも現在調整中、基本的には了解でやられているという理解でございます。

最後に精神的損害ということで、こちらは指針で帰還困難で600万円、その他の額が決まっているわけですが、更に解除までの期間を3年とか4年とか具体的に決めた市町村があれば、決定された期間に対応した精神的損害は前払いして一括払いするという考え方も打ち出しております。現在、この内容で地元との調整を行っているということでございます。

ただ、現在の情勢はかなり技術的な細かいところで調整が遅れているところがございます。今週中に決定するというような段階ではなくて、恐らく今月中に決定できればいいのかなという状況でございます。したがって、3月分、4月分、5月分についてはかなり時間が経っておりますので、先行して通常どおり賠償を開始するという方向で今週末に発表したいということで今地元との調整を行っているということでございます。

この賠償基準の検討の結果、要賠償額がグロスでは大体4,000億円ちょっとぐらい増加する見込みでございます。

一方で、先ほど申し上げた営業損害、就労不能損害については、これをもって一区切り付けるということでございますので、金額としては減少いたします。したがって、差し引きベース

ではネットで言うと2,000億円いかないぐらいというようなオーダーなのではないのかなと勝手に私どもで予想はしておりますけれども、また詳細な賠償の基準が決まれば額は変動する可能性がありますものの、基本的にはこういった方向で直ちにこれで賠償ががばっと増えるというような状況ではないということで今後の見通しということでございました。

以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

続きまして、[REDACTED]より、東京電力による料金改定申請をめぐる状況について御報告をお願いしたいと思います。

○[REDACTED]でございます。

先ほど[REDACTED]からお話がありましたので、大体あれに尽きておりますけれども、若干の補足をいたしますと、今、松村先生もお入りになられているエネ庁の有識者の方の審査委員会というものが、鋭意議論が進められております。それから、同時並行で消費者庁の消費者委員会でも議論が進められているという状況でして、いずれにしてもここはきちんと見ていただくということですので、今後のスケジュールがまだはっきりと確定しているわけではないと聞いておりますけれども、この後の流れとしては資源エネルギー庁の方で一定の査定の考え方というものを示しになられて、役所間の協議ということで資源エネルギー庁の方から消費者庁の方に協議が行って、消費者庁からのお返事が来て、最終的に経産大臣が認可をしていくという流れになるとお聞きしております。

したがって、まずは東京電力としてはきちんとそういう審査に迅速かつ適切に応えるような形で、しっかり対応するようということが第一。

また状況に応じて内容を説明してまいりたいと思います。

以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から御質問があれば、お願いしたいと思います。

○[REDACTED] 賠償基準の検討について、真っ赤なところはこれで大体終了なのか、今後また更にどこかで見直さなければいけない事態というのは起こるのでしょうか。

○[REDACTED] 今回のところで懸案となっているものは、おおむね片付くとお考えいただいてよろしいかと思います。ただ、2点ほど検討が必要な部分が残っております。

1つは除染でございます。除染については現時点では債務認識、賠償見積もりの対象に入っ

ておりませんが、今後、除染の作業が進捗していきますと、これをどのように見積もっていくのか。見積もった上でどのように求償に応じてお支払いしていくのかということが重要な課題になると思います。

ちなみに、今回の昨年度の事業の執行に伴う求償の額というのは数十億のオーダーでございまして、これ自身が大したインパクトを与えるというわけではございませんけれども、今年の事業が来年請求されるという段階になってきますと、このことが問題になってくるということでございます。これが1点目でございます。

もう一点目は、先ほどの精神的損害などの賠償の終期の話でございまして、とりあえずは帰還困難区域は600万円お支払いすることになっていますが、では、その後どうするのか。つまり帰還困難区域は5年間帰れない区域だという前提で、5年分の600万円をお支払いするわけですが、これが避難期間が5年が10年、20年となった場合に、本当に1,200万円、1,800万円というふうに払っていくのかという問題がございます。こちらについてはむしろ審査会のマターということですが、適切な時期で避難期間が終了した後、あるいは避難期間が5年を超えた後の賠償の打切りというか、継続するか打切りするかという問題を検討する必要があるということでございます。

以上です。

○川端委員長 [REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] 今の話に補足して、全体の費用の話を申し上げますと、賠償については、大体4兆円とか5兆円のオーダーになるという見極めは、だんだんつきつつあるというのが今の状況だと思います。機構法の枠組みは、大体5兆円ぐらいまでであれば毎年の負担金で、3,000億で15年とか、そういう枠組みとして設計されているわけでございます。

一方、賠償以外の除染の部分がありまして、除染はいわゆる除染と中間貯蔵にどのぐらいの費用をかけて、どういう設備をつくるのか。これは [REDACTED] 御専門の分野なので、もしコメントがあればお願いしたいのですが、それによって相当幅が出てくるということだと思っておりますが、恐らく中間貯蔵だけでも兆円規模の金額は要るのではないかと考えております。

以上もろもろを仮にすべて東電で持つとすると、恐らくこの機構法の枠組みからすると、ある意味では踏み越えた額に近づきつつあるということだと思っております。

一方、 [REDACTED]

以上です。

○川端委員長 [REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] 今のお話に関連すると思いますけれども、いわゆる被曝している瓦礫の除染というものがあると思うんです。要するに放射性廃棄物です。これは目に見えるものですし、実際、他方で福島県以外の瓦礫については広域処理というのがどんどん進んでいる中で、福島県のものだけが拒否されているということだろうと思うんです。

これは1つには最初に分別して、除染をして、放射性廃棄物のみを例えば固化して中間貯蔵するという流れになっていくのだろうと思うのですけれども、実際ほとんどゼネコンや何かで瓦礫の処理というのは、放射性廃棄物以外のものはどんどん進んでいって、それは焼却するような流れにどんどんなっていて、一般的な除染について言うとだれか第三者、国でも地方自治体でも個人でも企業でも、やったものは後で東電に求償するという流れになっていると思うんですが、こんなことを言うと変かもしれませんが、他方で費用を全体的にいつまで経っても不確定なものが残っているというよりは、ある程度国と東電の役割分担というか、分担の問題にも関わりますけれども、どこかのタイミングでとにかく今の例えば瓦礫からでもプラントをつくって、それを別のところに輸送して貯蔵するという絵を書かないといけないと思うの

です。

大体、民間の方の試算でいろいろ聞いてみると、今、言った瓦礫だけで90万tぐらいあるということで、費用見積もりも公表されているデータを基に費用見積もりすると手順によって違いますけれども、大体向こう4年分ぐらいで4,000億円ぐらいだという見積もりもあるようですが、それぐらいでやれるのであればやった方がいいのかなという気がしますし、先ほどの避難指示区域との関係で見ますと、例えば全損扱いして6年のところで土地を買い上げて、そこで実際に除染するプラントを入れるということをやって、廃棄物だけをどこか別の地域に、これは恐らく福島県外だと思うのですけれども、そこに運ぶという話になると思うのですが、そういうことがあるのであれば、むしろ早めにどんどん工程を決めていった方がいいだろうと思うのです。

今これがそもそも所管の役所がどこなのかというのは、環境省なのか経済産業省なのか、あるいは文科省も入ってくるのかもしれませんし、その辺ははっきりしませんし、瓦礫の処理自体は環境省でやっていると理解しているけれども、そういう放射性廃棄物、福島瓦礫というのは一体だれが責任を持って、どういう手順でやっているのかわからないので、もし御存じであれば教えていただきたいし、それは後で除染の費用をある程度合理的な範囲内におさめるという意味からも、そちらにやっていった方がいいような感じもするものですから、ちょっとコメントさせていただきました。

○ [ ] おっしゃるとおりで、所管が決まっていないということよりも、基本は復興庁と環境省で経産省も当然やる。みんなで一緒にやるしかないと思うのですが、現実にはなかなか進んでいなくて、進んでいないことによって更に費用がかさんでいく状況だと思いますので、これは私どもの立場でできることは早急にアプローチしてやりたいと思います。

○ [ ] ちなみに [ ]、もし追加があればコメントしていただきたいのですが、例えば六ヶ所に廃棄物を輸送する。これは陸送で電事連が計算しているのですが、陸送というのはトラックで運んで、その前後に護衛の車両がついて、それで1台100万円とかそういうかなり高い、高額な試算になっているのです。そのほかのものが無いので、例えば先ほどの瓦礫なんかを結局固化してドラム缶に入れてやっていると、それだけで物すごく費用がかさむのです。これをもし陸送ではなくて港湾施設つくって、会場で輸送してどこか非常に離れたところに持って行くのであれば、それはそういうことも考えなければいけないだろうし、いずれにしても基準というのは余りないのだと思うのです。

費用の適正さとかもよくわからないし、そういうことも含めて要するにそういう非常に不確実なことが起きている段階で、東電と国との間で負担を決めてしまうというのはやや不透明ですし、かつ、東電のバランスシートでかなりのものをかぶるとすると、結局その体力との関係になって、かえって除染が遅れるということもあるかと思しますので、その辺は見極めが難しいと思いますけれども、是非そういうことも念頭に置いて検討していただきたいと思します。

○川端委員長 [REDACTED]、何かありますか。

○ [REDACTED] 国と東電がどういうふうにして考えるのが多分重要なところだと思います。そのためにも的確な見積もりというのが大事かと思うのです。今、 [REDACTED] がおっしゃったように、中心は環境省ですが、それに林野庁とか農水省とか国交省が関係するというのが、現実を見るとなかなかうまくいっていないところがあるような気がいたします。

あと、難しいのは2つあって、1つは除染を進めていく場合にも仮置き場がまずないといけないのです。仮置き場がないために除染が進んでいないところが結構あります。同時に国の直轄でやるところでないところにおいても、現在2ミリとか年間3～4ミリがあるのですが、目標をどこにするかで環境省なんか5ミリを目標にしたいと思っているみたいなんですけれども、住民の人は1ミリに早くしたいということがあって、目標の目安をどうするかというのと、現実的なところでは仮置き場あるいは中間貯蔵所をどうするかというのが決まっていなかったために遅れているところがある。それは逆にそういうふうなことで遅れるというのは本当はよくないので、やらなければいけない。

それから、実際にいろんな人たちがいろんな方法でもって除染にかかる費用を計算してくれています。ある面積でやると発生するのは2,000万立米ある。これは東京ドーム十何杯分になるのです。それに六ヶ所の処分よりももう少し簡単な処分でも、それだけ体積があるとすごい料金になるのです。それも数十兆違うと非常識な感じもするし、現実的な数字をどういうふう考えていくのかということと、今、 [REDACTED] がおっしゃっていましたが、輸送にかかる費用が結構多いのです。トラックで何回も行かなければいけないとか、それをどういう基準で考えていって、それが納得できるのかというのを考えていかなければいけないし、私も [REDACTED] その辺でも根拠となる考え方なんかを整理したいと思いますし、地域住民の方々とのコミュニケーションもよくしないといけないということで、これも重要な課題です。

以上です。

○ [ ] ただいまのことに関連しまして補足しますが、以下は私見ということで扱っていただきたいのですけれども、 [ ]  
[ ] 外に持ち出すというのも案ですが、それは難しいハードルがある  
ということで、いろいろ検討している状況です。

私の見方では、もう少し時間がかかる。最終的には恐らく原発と同じような政治決断が必要になるのだと思いますので、そうしますともっと複雑な状況になりますので、東電の問題というよりも、少し国の動きを見るしかないのかなと私は見ております。

以上です。

○川端委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。なければ議事は以上になります。今回の運営委員会の議事録については事務局にて作成し、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

次回の運営委員会については、追って事務局より連絡いたします。

それでは、本日はありがとうございました。

午前11時00分閉会

